

平成29年第5回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月14日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	6月15日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	6月15日 15時17分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋裕次君 主 査 知念一史君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	宮 里 政 喜 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	公 営 企 業 課 長	東 江 民 雄 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	大 城 強 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 袋 英 樹 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成29年第5回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月15日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	議案第39号	伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例の制定について
第2	議案第40号	伊江村汚水処理施設整備計画検討委員会設置条例の制定について
第3	議案第41号	伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会設置条例の制定について
第4	議案第42号	伊江村景観条例の制定について
第5	議案第34号	平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）
第6	議案第35号	平成29年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）
第7	議案第36号	平成29年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第8	議案第37号	平成29年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第9	議案第38号	平成29年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）
第10		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成29年第5回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議案第39号 伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第39号 伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例の制定についての提案理由を、御説明申し上げます。

伊江村のハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例につきましては、既に先にその整備計画の構想計画を策定しておりますが、それらをもとにやっていきたいということではありますが、なお本村のハイビスカス園は、平成21年度より開園しておりますが、ハイビスカス園のリニューアル整備に向けた整備計画を既に策定はしておりますが、その利活用の機能強化、それから維持管理面を考慮した施設整備のあり方、あるいはハイビスカスの展示方法や、より充実した魅力的な施設整備をより具体化し、事業化するために、今回村内の団体長や識見を有する方々を含め、総合的に調査検討を行いたいことから、検討委員会を設置する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

なお、先ほど申し上げましたが、ハイビスカス園の整備計画につきましては、平成26年度におきまして、調整交付金を活用して、ある程度の基本的な計画はリニューアルに向けての策定をしておりましたが、今回先ほど申し上げましたように、北部連携促進事業で、平成29年度、30年度事業として、現在内閣府にその調整をしているところでありますが、9月の採択に向けてより細かく検討していきたいということから、専門家を入れて検討委員会をしていきたいと考えております。以上が、提案理由でございます。

それではページを開けていただきまして、条例を説明させていただきます。

伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例。

第1条は（設置）でございます。伊江村ハイビスカス園整備計画に関し必要な事項を調査及び検討するため、検討委員会を設置したいということでございます。

第2条（所掌事務）ということで、前条の設置目的を達成するために、1号から3号まで掲げてございます。

第3条 委員会は、委員15人以内で組織をしたいと考えております。

（委員の任期）第4条 委員の任期は整備計画に関する調査及び検討が終了するまでとしたいと、うたっております。

第5条では、（委員長及び副委員長）ということで、委員長、副委員長を置いてその職務について、うたっております。

第6条（会議）委員会は、委員長が招集するということですが、ページを開けていただきまして、なお本条例の施行に際しまして、初回の委員会の招集については、村長が招集するということにしております。

第7条（意見の聴取）委員会は必要に応じて、知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができるとしております。

第8条につきましては、（報酬及び費用弁償）をうたっております。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例によりたいと思います。

第9条（庶務）委員会の庶務は、農林水産課において、処理をしていきたいと思っております。

第10条（委任）この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。としてございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。

以上で、提案理由の説明、それと条例の中身の説明を終わって、御質疑にお答えしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

第3条（2）村内公共的団体を代表する者とありますが、村内の公共的団体はどこですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

村内の公共的団体を代表する者、それはすべてをその委員の中に入れていくということではありません。公共的団体という中では、商工会や観光協会等の団体を言っております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

（休憩時刻10時05分）

再開します。

（再開時刻10時06分）

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 伊江村ハイビスカス園整備計画検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第40号 伊江村污水处理施設整備計画検討委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第40号 伊江村污水处理施設整備計画検討委員会設置条例の制定についての提案理由を、御説明申し上げます。

沖縄県では、効率的な污水处理施設整備のための県構想といたしまして、沖縄県污水再生ちゅら水プランを策定しております。「ちゅら水プラン」とは、污水处理を管轄する国土交通省、国交省、農林水産省、環境省の3省で連携し、持続可能な污水处理システムの構築、実現に向けた目標として、各市町村に合致した事業メニューを選択し、実施していく計画であります。伊江村におきましては、平成27年度に伊江村下水道事業計画をちゅら水プランへと、計画を盛り込んでおり、今回の伊江村污水处理施設整備計画において、地

域の実情に応じた適正な整備手法を選定するための検討委員会を設置する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

それでは、条例の中身について説明をいたします。ページを開けていただきたいと思います。

伊江村汚水処理施設整備計画検討委員会設置条例

第1条（設置）では、その調査及び検討するため、検討委員会を設置をするということでございます。

第2条は（所掌事務）ということで、伊江村汚水処理施設整備計画についての調査及び検討をしていくための所掌事務でございます。

第3条（組織）につきましては、委員会は、委員16人以内で組織をしていきたいと考えております。委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。（1）識見を有する者、（2）村内公共団体を代表する者、（3）その他村長が必要と認める者。

第4条（委員の任期）につきましては、この整備計画に関する調査及び検討が終了するまでと、委員の任期をうたっております。

第5条では、（委員長及び副委員長）をうたっております。

ページを開けていただきまして、第6条（会議）について、うたっております。

第7条（意見の聴取）ということで、委員会は必要に応じて、知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができるということにしております。

第8条は、（報酬及び費用弁償）について、うたっております。

第9条（庶務）委員会の庶務は、建設課において処理をする。というふうにうたっております。

第10条は（委任）。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。

以上で、提案理由の説明並びに条例の説明といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉議員

汚水処理場、これはちなみに下水処理のことでしょうか。汚水処理場、下水道処理場とは、違うのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

汚水処理施設整備計画の汚水処理とは、汚水処理施設というのは、下水処理場の終末施設のことにも言えますけれども、全体的にこういう下水処理場ですね。村内を網羅した下水処理場計画ということで考えております。

○ 議長 島袋義範君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉議員

汚水処理場、場所的なもの、この組織を今つくると言いましたが、その委員会が発足してから、いろんな場所を決めていくのでしょうか。今の委員会、設置についての今、報告なんです、場所的なもの。汚水処理施設のもの、これは委員会を設置してから、場所を決めるということでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

今、汚水処理場の計画につきましては、これまで国土交通省の公共下水道事業、それから農林水産省の農業集落排水事業ということで、2つの大きな事業がありまして、これまで議会でもどの事業でやるのかということで、いろんな質問を受けまして、ちゅら水プランでは現在、高率補助である農業集落排水事業等の位置づけとなっております。今質疑された終末汚水処理場につきましては、今は汚水処理施設整備計画委託業務ということで、委託をしまして、今現在、その公共下水道でやった場合、それから農業集落排水事業でやった場合、それから両事業と合併浄化槽を併用した場合ということで、事業費を算出してあります。その中で、終末の処理場につきましては、規模、敷地の面積とか、いろいろとありまして、今現在は川平区のゲートボール場の横が、当初からの計画でありますので、その目安としては、その位置づけをして、今事業計画を進めて、そういった整備事業費、施設更新費、維持管理費等の概算費用、今算出いたしまして、その計画書を基づいて、その検討委員会でどの事業で採択するかということで今、進めていきたいという考えでございます。

○ 議長 島袋義範君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉議員

今の説明では、今は具志の川平区の施設、1つのほうに感じたんですが、阿良の溜池で、東江上のウカバの溜池、西崎の溜池、あとは大口（ウブグチ）、いろんな排水がありますが、今伊江村、観光地として、ものすごい注目を浴びている伊江村です。ですから海を守らなければ、伊江島の観光は続かないのではないかと思います。だから末端である溜池からの汚水、これを末端処理であれば、各溜池のこの末端でも、今浸透させている状況ですので、どこかで海に流れているのではないかと思います。1カ所ではなく、各溜池からの汚水は、全処理するような方向はできないのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいま、いろいろと御質疑の中に御提案もございまして、今回この検討委員会でもって、先ほど建設課長がおっしゃったように、説明したように、国交省の補助事業による特定環境、公共下水道事業、それから農林省の補助事業である農業集落排水事業、つまり伊江村はこの集落地域とあるいは離れたところとかあるわけです。それらを果たして、全てを1つにして1カ所というのは、到底無理があるのではないかとかいう、そういうような検討をこの中でやっていくと。つまり処理施設等の話もありましたが、先ほど建設課長が今、川平のゲートボール場である、具志漁港の背後地に、村の単独用地がありますが、そちらについては、例えばこの集落地域のものを1カ所に引っ張っていくと。これはもちろん、溜池を通すかという話ではないですから、そこで処理をするというやり方もありますし、それから離れたところの真謝、西崎とか、そのあたりについては、じゃあどうしようかと。それは農業集落排水でやるのか、全てを農業集落排水事業でやるのかも含めて、いろんな事業費であったり、補助率があったり、そういったことも含めて、あるいはその処理施設の処理機能、つまり処理のやり方なども含めて、この検討委員会の中で専門家も含めて、検討をしていくというのが、今回の検討委員会でございますので。ただ私たち、これまで調査した結果では、先ほど建設課長が言っていないんですが、農業集落排水事業のほうが、より高率補助でもって整備が可能だということもありますので、そういったことも含めて今回、処理機能施設、処理施設の機能も含めて、検討していくことですから、先ほど知念議員がおっしゃった何カ所かに、その施設を置くかどうかについても、検討を

していくということになるだろうと思いますので、そういう御理解でお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻10時19分)

再開します。

(再開時刻10時22分)

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

4条に関して、お伺いします。「調査計画に関する調査及び検討が終了するまでとする」とあります。その予定ですね。計画、調査に関して、どのぐらいの期間を予定しているか。それとこの計画に関しては、生活雑排等がかかわるものです。各民家、村民が受益者負担になる。お金が出る問題がかかわる重要な問題だと思います。この調査計画に関して、住民説明会等の予定も視野に入れているのかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

まず初めに、スケジュールでございますけれども、現在、伊江村汚水処理施設整備計画委託業務が、今計画中というか、算定中でございます、これが完了するのが8月の中旬にまとまります。その後、8月中に本委員会、本検討委員会において、こう審議をいただきまして本村の実情に応じた、適正な整備手法を選定していただく予定となっております。

今回の選定につきましては、どの事業で選択するのか。どの事業で進めるのかという選定事業でございますので、実施におきましては、建設課でいくのか。それとも農林水産課でいくのか。その後、事業の決定について、変わってくると思いますけれども、その実施の段階の計画につきましては、継続して村民、皆さんへ周知を理解していただくことで、今後、管の接続とか、いろいろな問題も出てきますので、何と申しますか。検討委員会といいますか。その上のそういった協議会を設置して、その協議会のもとでまた協議をしていただいて、村民に理解をしていただくような、委員会も設置をしたほうがいいのではないかと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この検討委員会は、自分の理解としては、どの事業でいくかという検討委員会になると思いますが、実際今回、村長選でもこの計画に関しては、マニフェストといいますか。村長もうたっていますよね実際に。実際、村民というのは、その内容に関して、詳細に関しては余りわかっていないわけです。実情としては、余り詳しい内容まではわかっていないと思いますので、そういった概略というか、この汚水施設の整備はどういったものかという大まかな内容ですか。そういうのは最初で、村民に周知する必要が十分あると思います。ぜひですね、検討委員会設置に関しては、私は了解しますが、そういった村民に対する周知は、早目にやって、こういった計画を予定していますというのは、広報も通しながら、こういった計画ですよというのは、周知した方がいいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

村民の周知について、お答えします。まず本検討委員会で、議論していただきまして、整備手法を選定していただいた後に、村の議会において報告し、また村民に伊江村のホームページにおいて、周知をしていき

たい。また広報誌にその辺の報告をしてまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

私からも少し、お答えをさせていただきます。

島袋議員がおっしゃるとおり、最終的には、受益者負担が生じますので、より多くの村民のコンセンサスを得ないといけないという部分になります。どういう手法であろうが、やはり4年ぐらい、3年かかるわけです。要するに実施設計をして、1年間は、その説明会あるいは同意取得の説明会をして、農業集落排水でやるとしても、実施までには、多分4年かかると考えております。特定環境でやるにしても、本管はつくっても、そこに接続をしないとこのうまく機能しないわけですから、そういう部分では、当然のごとく、集落説明会もして、その下水処理についての理解を得ながら、村の快適な居住環境の形成と、先ほど知念議員がおっしゃっていた陸域における下水をしっかりと、海に流さないで、海を守りながら子孫にすばらしい環境を残していくというような意味合いでの、そろそろそういう伊江村も環境を保全する。そのために下水処理の整備が必要な時代に来ているという中で、こういう検討委員会をつくって整備手法も検討しながら、下水処理の実施に行きたいという部分であります。基本的には、島袋議員が言うように、この本管と処理場は村がつくれますが、それに末端という部分でこう引き込みをして、処理をするという中では、当然下水道の処理の賦課金が出ますので、それと村民に対しての周知、あるいは説明は当然のごとく必要であります。1年ぐらいの集落排水の中では、そういう1年の期間も設けられておりますので、そういう中でしっかりと住民、村民に説明をしながら理解を得て、実施に結びつけていきたいというのが、今の考え方ですし、その前提として、この委員会の中でこう広く審議をしていただいて、そういう中で下水に対しての認識、意識啓発も深めていけば、懸念されているような節力術が多くなるという分にもつながっていくということで、あえてその検討委員会を設置して、下水が伊江村の中で必要な時代に来ていますし、そういう施設整備もしっかりと村としてやっていきますので、ぜひ御協力をお願いしたいという意味合いも含めた検討委員会の中で、こう議論を深めていただきたいという意味での、検討委員会の設置でもありますので、そういう部分で御理解をいただきながら、懸念の部分については、村としてしっかり今後やっていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第40号 伊江村汚水処理施設整備計画検討委員会設置条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号 伊江村汚水処理施設整備計画検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第41号 伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会設置条例の制定についての提案理由を、御説明申し上げます。

本村の平和学習は、村内3学校はもとより、民泊事業におきましても、戦跡巡りや戦争体験者、語り部による体験談などが、恒常的に行われております。そこで本村独自の平和学習の教材としまして、伊江島戦での貴重な資料や戦争体験者などによる体験談を編集した伊江村平和学習ビデオを作成するために、戦争体験者や語り部など、識見を有する方々の協力をいただき、検討委員会を設置する必要があるため、本条例を提案するものでございます。それでは条例の説明をさせていただきます。

ページを開けていただきまして、検討委員会の条例ですが、第1条で、検討委員会の設置について、うたっております。

第2条は（所掌事務）、第3条では（組織）、なお委員会は、8人以内で組織をしていきたいと考えております。（委員の任期）につきましては、第4条で、伊江村平和学習ビデオの作成業務が終了するまでに行きたいと考えております。

第5条では、（委員長及び副委員長）、第6条では（会議）で、委員長が招集するというところで、うたっております。

それからページを開けていただきまして、第7条では（意見の聴取）、第8条では、（報酬及び費用弁償）について、第9条では（庶務）としまして、商工観光課が庶務を担当していきたいと考えております。第10条では（委任）事項をうたっております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。

以上、大まかに説明しましたが、検討委員会の条例について、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

今まで提案された議案第39号、議案第40号、議案第41号とこれで3つ目ですが、委員会の構成について、3つの条例の提案についても、ひとつは識見を有する者、2つ目に公共的、村内公共的団体を代表するもの。3つ目に、その他村長が必要と認める者なんですね。ただ人数だけが違うということなんです。ここでは、村の公共団体、3つの条例案とも村内公共的団体を代表する者の、ということですが、先ほどは商工観光課、あるいは商工会という話がありましたが、ここではどういう公共的団体の代表ですか。

それと人数は15人、16人、8人となっていますが、どういう考え方でその人数は、決められているのか。お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

この法令審査委員会を経て、こういった形式になっている関係上、私のほうで少しだけ御説明申し上げます。この人数についてはまた、担当課の課長から説明があると思いますが、まず識見を有する者、村内公共的団体を代表する者、そしてその他村長が必要と認める者ということで、3つの号で規定してございますけれども、やはりこの平和学習について、そして伊江村のそういった戦跡とか、戦中戦後、そういったことに知識のある方を入れる必要があるだろうということ。そして村内公共的団体と申しますのは、先ほども、休憩の際に申し上げましたが、老人会、成年会、婦人会、そういった団体ですね。さらに商工会、観光協会、

そういった議員の皆様も大体、御承知されている村内のそういった団体を網羅したいということでございますが、その中からこういった方が適任なのかというのは、今後この村長はじめ当局のほうで選定をし、その中から選定をされていくものだと思います。

ただこの平和学習のビデオの作成については、例えば3学校という話も提案理由の中にございました。さらに民泊、そういった中でもそういった必要性、継続されているということもありますので、観光協会の会長とか、そういった方も選ばれる可能性が出てくるのかと思いますが、今この現時点で恐らく、こういった方を選ぶということはまだ机の上で、検討はなされていないと。今後検討されるものだと理解しております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第41号 伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会設置条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号 伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時40分)

再開します。

(再開時刻10時41分)

日程第4 議案第42号 伊江村景観条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第42号 伊江村景観条例の制定についての提案理由を説明する前に、この皆さん、お手元にもこの景観計画がお配りされていると思います。

まずこの中で、景観行政団体への移行についてのこの手続についての、まず説明をしてから、提案理由を口頭で説明させていただきたいんですが、景観行政団体というのは、景観法に規定された景観行政を担う主体のことであります。都道府県や政令都市、あるいは中核市は、自動的に景観行政団体となり得ますが、その他の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体となることができるとされております。

その景観行政団体になることによって、その認可を受けて後にですが、なることにより、地域の歴史・文化に根差した風景づくりに向けて、法律に基づき景観計画の策定、つまり景観行政団体の認可を受けないと、許可を受けないと、景観計画の策定、あるいは条例の制定を行うことができないということでもあります。そういうことで、景観行政団体の移行の手続については、まずは、伊江村の場合は県との協議をして、そして景観行政団体の移行手続を終了し、そして景観計画を策定をして、そしてその後に、条例の制定を行うというのが、この景観行政団体の移行の手続についての、手続の仕方でございます。

それでは、提案理由を沖縄県内の状況も御説明しながら、今回の条例、伊江村景観条例の制定についての提案理由を御説明させていただきます。

沖縄県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを推進することを目的に、風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行や、景観計画及び景観条例の策定、並びに地域住民が主導的役割を担う風景づくり推進体制の構築を促進するとしております。

また、沖縄21世紀ビジョン実施計画では、平成33年までに県内41市町村全てが景観行政団体へ移行することを成果指標として示されております。平成29年3月28日時点におきまして、県内では41団体中、31団体が景観行政団体へ移行済みでございます。27団体が景観計画を策定し、31団体のうち27団体が景観計画を策定し、26の団体が景観条例を制定済みとなっております。本村におきましては、平成28年4月25日に、沖縄県との協議を終えまして、景観行政団体となっております。それを受けまして、平成28年度中、平成29年の3月には、景観計画を策定いたしましたので、本村の良好な景観を保全、育成及び創造するために、必要な事項及び景観法の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を提案するものでございます。

それではページが複数にまたがりませんが、景観条例の1ページを開けていただきたいと思います。

第1条（趣旨）本条例は、本村の良好な景観を保全、育成及び創造するために必要な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は（定義）本条例において、使用する用語の定義を定めております。

第3条（基本理念）本村の多様で豊かな自然景観、歴史・文化景観を守るとともに、村民共有のかけがえない財産として継承していくため、村、村民及び事業者等がそれぞれの役割を担うことを認識し、良好な景観の形成を行わなければならないことを基本理念としております。

第4条は、（村の責務）について、うたっております。

ページを開けていただきまして、2ページ目は、第5条（村民の責務）について、うたっております。

第6条は（事業者の責務）につきまして、うたっております。それぞれ村の責務、村民の責務、事業者の責務について、各条でうたっております。

第7条は（景観計画の策定）景観法第8条第1項の規定に基づき、村景観計画の策定について、定めております。

第8条は（景観形成重点地区の指定）ということで、村はその特性にふさわしい景観形成を図るため、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域を、景観形成重点地区として定めることができると規定をしております。この景観形成重点地区というのは、例えば本部にありますフクギ並木とか、例えば首里の金城町の赤瓦屋根地区とか、そういったものをおおまかに簡単に説明しますと、指しているというふうに思っただけだと思います。

第9条（事前協議）につきましては、届出を要する行為すべてについて、届け出を行う前に第7条で規定する本村の景観計画の景観形成基準に照らし合わせ配慮していただき、その事項等について事前協議することを規定をしております。

第10条（届出を要する行為）景観法に基づく届け出行為と条例に基づく届け出行為について定めております。条例に基づく届け出行為につきましては、ページをめくっていただきまして3ページの第2項、第1号において、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更をする場合。同項第2号におきましては、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートルを超え、かつ堆積期間が60日以上の場合を規定をしております。これは届け出を要する行為についてのものでございます。

第11条（届出及び勧告等の適用除外）について、第11条で定めております。

第12条（特定届出対象行為）届け出行為のうち、変更命令の手続きを行うことができる特定届出対象行為の対象について、第12条で規定をしております。

第13条（助言及び指導）行為のあった届出又は変更があった場合において、第7条で規定する景観計画に適合しないと認めるときは、助言または指導することを期待をしております。

第14条（勧告、命令及び公表）は、勧告または命令を受けたものが、正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。ということを規定をしております。「その旨の公表」と申し上げますのは、その命令及びその勧告に従わなかったときには、村の告示板において告示をし、景観そういったことを公表をしていくということでございます。

第15条（要請）は、建築物の占有者又は管理者に対し、その建築物等が第何条に規定する景観計画に適合せず、かつ良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができることを規定をしております。

続きまして4ページを開けていただきまして、第16条（国、県等に対する協力の要請）につきましては、国、県が実施する公共事業についても、第7条に規定する本村の景観計画に定められた基本理念及び方針に即し、配慮するよう協力を要請することができることを第16条で規定をしております。

第17条につきましては、景観重要建造物の指定の手續について、うたっております。

第18条は、（景観重要建造物の現状回復命令等の手續）について、うたっております。

第19条は、（景観重要建造物の管理の方法の基準）について、うたっております。

第20条（景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告の手續）についての、うたっております。景観重要建造物の指定の手續、現状回復命令の手續として、管理の方法の基準及び管理に関する命令又は勧告の手續について、各19条から定めております。

5ページをお願いいたします。第21条（景観重要樹木の指定の手續）ここは樹木の指定の手續について、うたっております。

第22条につきましては、（景観重要樹木の現状回復命令等の手續）について、うたっております。

第23条につきましては、（景観重要樹木の管理の方法の基準）

それから第24条は、（景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告の手續）につきまして、うたっております。

第25条（普及啓発）についてですが、村民及び事業者に対しての普及啓発に努めていくことについて、定めております。

第26条（景観審議会の設置）ですが、村長は、良好な景観の形成を推進するため、伊江村景観審議会を設置する。ということをうたっております。

6ページの第27条（審議会の組織）ここは、委員を12人以内で組織することを定めております。

第28条で、（委員の任期）。

第29条では、（報酬及び費用弁償）について、定めております。

第30条につきましては、（庶務）審議会の庶務は、政策調整室において所掌する。ということで、担当するというところでございます。

第31条につきましては、（景観むらづくりアドバイザー）ということで、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、あるいは助言等を行う者として、景観むらづくりアドバイザーを置くことができることを規定をしております。

第32条（景観むらづくりにおける表彰及び支援等）について、うたっておりますが、景観むらづくりに寄与すると認める個人又は団体の表彰及び支援等について、定めてあります。

第33条（委任）本条例の施行に関しての委任事項について、定めてございます。

最後のページを開けていただきまして、附則、1. この条例は、公布の日から施行したいと考えておりま

す。2. この条例の施行の際、現に定められている景観計画は、第7条の規定により定められたものとしていきたいと思っております。

以上、複数なページに渡りまして、非常にわかりにくかったと思いますが、皆さんの御質疑にお答えをしていきたいと思っております。以上で、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

(休憩時刻10時56分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

2ページ、(景観計画の策定)第7条第1項に、村長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。というふうになっています。きょうもう既に、この冊子が配られていますよね。この条例の提案は、冊子をつくる前に提案されるべきではなかったのかと思うんですが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

先ほど、冒頭に御説明しましたが、この景観法に上位のその上の景観法というのがありまして、その法律によってその景観行政団体に移行した市町村は、その法律で、第8条で、この法律の第8条というのは、景観行政団体は、途中省きますが、「良好な景観の形成に関する計画を定めことができる」ということで、この行政団体に移行された市町村は、この法律でもって定めることができます。その計画を定めて初めて、条例を制定していくというのが手順ですということの説明しましたが、その法第8条というのは、景観法第8条は、その景観法に基づいて計画をつくることができますよということでもあります。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいま副村長より答弁があったとおりでございますけども、この景観計画策定後は、計画を実務的に運営するために、条例を定めまして、条例制定にそういう制定をしないといけないということで、今回上程をさせていただいているということでございます。運用するための条例ということで御理解いただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

同じ第7条ですが、第2項に「村長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、村民及び事業者の意見を募集しなければならない。」とあります。きょう配られた冊子には、写真が5枚ありますが、右側の4枚の写真の上から3枚目、これはビーチからとった朝日の写真だと思うんですが、伊江村は「夕日とロマンのフラワーアイランド」といっていますよね。西崎の区民からは、夕日とロマンといっている夕日は、どこから見た夕日かと。西崎から見た夕日が一番きれい。西崎に夕日を見れる場所をつくってほしいという要望が出されています。この写真について、どう考えますか。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

議員、お説のとおり「夕日とロマンのフラワーアイランド」ということで、キャップレーズに伊江村の観光ですとか、振興を進めているところでございますが、この景観計画の写真につきましては、これにつきましては、朝日というようなことの写真ではございますけれども、朝日もすばらしい、夕日もまたすばらしい伊江村ということで、今後アピールするためにも、そういう冊子になったということをお理解いただければと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

第2項には、変更しようとする場合は、村民の意見を募集しなければならないとわけていますので、その写真についても、検討していただきたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

申しわけございません。先ほどのこの表紙の写真でございますが、これは子どもたちに募集をいたしまして、島の風景の写真をとっていただきまして、そこから厳選をして伊江島らしい写真をとということで、記載したという理由もひとつでございますので、ひとつ御理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

3ページの15条（要請）のところなんです、建築物、工作物、農地、空地等とありますが、主に村では、どういったものが、そういった要請の部類のものがあるか。

それと5ページの第21条（景観重要樹木の指定の手続）これは第23条までまたがってくると思いますが、伊江村には、県に認定された名木ですか。5カ所ですか。それと村の指定した巨木ですか。等もあると思えますが、そういったものがこの重要樹木の指定に入ってくるのか。その辺をお伺ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

初めの御質疑の（要請）の、建造物、工作物、農地、空地等はどういうものかと、具体的なこととございまして、具体的という凡例はございませんけれども、ただ今想定されておりますのは、空き家になっておまして、雑木が繁茂しているというようなところでハブの発生だとか、そういう懸念される。または景観にそぐわないような施設については、撤去等のことが管理の要請をするというようなことで想定してございまして。

それと2番目の、景観樹木の件につきましては、お説のとおり村には県の指定します名木100選、そして伊江村が指定しております巨木だとかもございまして、それについては、指定が可能ということとございまして。この景観重要樹木につきましては、文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、また仮指定された樹木については、景観重要樹木に指定することはできないということがございまして、今伊江村にございまして樹木につきましては、国指定ということと

ございますので、景観審議会の意見を聴取いたしまして、村長が指定するという事は可能でございます。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

要請等に関しては、今現在でもそういった空き家、崩壊している空き家等もあるんですが、撤去などにも要請できるということで了解してよろしいですか。

それとあと一つ、4ページの16条のほうで、国、県等が実施する公共事業についての、文言がうたわれておりますが、公共事業と島でいうと、もう完成しているファームポンド等があります。これは国、県が実施して建てたものなんですが、そういった管理等に関する運用はどうなっていくのか。その辺が村に対して、村がそのままその管理までやっていくのか、ちょっと見えないところがあるのですが、ファームポンドなどの周辺の整備は、今からどうなっていくのでしょうか。

○ 議長 島袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

ただいまの御質疑の県等への協力要請につきましては、想定しておりますのは、県の事業におきまして、景観にそぐわないような工作物ですとか、建築物がある場合には、景観に配慮しての建物にさせていただくというような要請だとか。それと今、御質疑のこのファームポンドにつきましては、管理については、これまでどおり、県の事業で整備したのは県ですし、国が整備したのは国の管理ということになりますけれども、ただこのファームポンドで、ペンキ等がこう色あせをして、景観上、好ましくないというときには、この景観にそぐうように、そういうペンキの塗り直しだとか、そういう整備をしていただくというような要請はできるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

休憩します。

(休憩時刻11時22分)

再開します。

(再開時刻11時24分)

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

先ほどの答弁に訂正をさせていただきたいと思います。国が設置しましたファームポンドにつきましては、国のほうで管理をしていくということになります。県で設置したものにつきましては、県から村に移譲された場合には、村で管理をしていくということになります。訂正方、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山 城 善 彦 議員

(届出を要する行為) 第10条の2項(1)土地の開墾というのは、どういった形を土地の開墾というのでしょうか。

○ 議長 島袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

土地の開墾につきましては、雑種地だとか山林を伐開をして設置をするというようなことを、ここでいう土地の開墾ということで理解をしておりますけれども、ひとつそれで理解をさせていただきたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

質疑をしたのは、これから結構、放置畑といえますか。そういうのが黙認耕作地あたりは特にそうなのですけれども、長期間放置をして、結局、見た目は原野になっているところもあるんですよ。そこを草地として利用しようとするときは、どうしても開墾という形にならざるを得ないと思いますけれども、そういったものまで開墾という形で届け出をするのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

もともと畑だったり、草地だったりしたところが農作放棄でそういうギンネム等が繁茂したような状況になっているところを、畑に戻すという行為ですから、またはこの農地もひとつの景観と捉えておりますので、そういう事例につきましては、届け出が必要ないものと理解しております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

1ページの第4条2項でありますけれども、(村の責務)ということで、村民及び事業者の意見が十分に反映されるように努めなければならない。そして次のページ、今度は(村民の責務)村民は、基本理念に基づき、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら努めなければならないと。2項に、村民は、村が行う景観形成についての施策に協力をしなければならない。というようにうたわれております。

これまで一般質問あたりで、私2度ほど、ウツガマの展望のほうを提案をして、何度か安全柵を設置できないかというようなことで質疑をした経緯があります。そこに四、五日ほど前に、私現場に行きましたけれども、いつのまにか、そこにソテツが植栽されているんです。そのソテツが今後伸びていく場合に、そこから海の景観というのが、もう見えなくなる可能性が十分あるんですけれども、こういったことこそが村民の意見とか、これから条例を可決して、これから進むわけですけれども、その辺を十分に意見を聞くべきではないかと思うのですけれども、なぜそこにソテツが植栽されたのか伺います。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

去る議会におきまして、ウツガマの整備の一般質問をいただいたと、それに対応しましてウツガマの安全対策ということで、去る6月8日にソテツをクサトベラの間、車が下に落ちない車止めの目的として、また景観を損なわないということも十分配慮した上で、ソテツを植栽をさせていただきました。議員お説のとおり、ソテツが繁茂した場合、眺望、景観を害するという御指摘も重々、その植栽をする際には検討の一つとして考えた上で、植栽をしている以上、定期的なそういう剪定とか、そういったものも十分管理をした上で、皆さんがウツガマに来られて、あそこからの眺望を楽しんでいただけるような管理も十分やっていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

これまで何度もお話をしておりますけれども、やはりその場所については、伊是名、伊平屋が見える、そして国頭村の山並み、そして古宇利島ということで、非常にすばらしい景観なんです。また冬にもなります

と、クジラが通るということで、ホエールウォッチングを楽しむ人も、季節によっては大分いるわけです。その人たちが私通るときに、よく車から降りないで、車に座った状態で海を眺めているという方も大分いらっしゃるわけで、そのソテツが伸びますと海が見えないという可能性が十分にあるものですから、私は安全柵、確かに危険な場所だとは思っています。ですから安全柵を設置をして、危険防止をしたらいいのではないかとということで申し上げたのですが、先ほど課長のほうから伐採をすると随時、伐採をして景観を損なわないようにということなんですが、それでもやはり今の状態がその岸壁といますか。そこまで行けない状態になると、その景観全体が見渡せない可能性が十分あるわけです。ですからそれをこの条例を可決した後に、いろいろと検討すべきではなかったのかと私は思うのですが、これはそのソテツに関しては、専門家とか、そういったことの意味を聞いたのでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

ソテツを植栽をして対応をするという判断をする過程におきまして、専門家等の御意見を聞いたかという御質疑でございますが、当然まず商工観光課の中で、どういった対応をしたらいいかという、まず協議を行いました。

それとひとつにコーラル、岩を積んで安全対策をしてという案も出しました。総合的に係る経費の問題であったり、景観であったり、そういった総合的な判断をする中で、業者の意見を聞いたりという過程を踏まえて、今回の対応ということで決断をしてやりました。議員お説のとおり、確かに車に乗られた状態で、景観を楽しませるとなると目線の問題であったり、場所的な問題で、今まで見渡せたものが見えないという場所も当然あるかと思いますが、できましたら、完全に人工的な柵を全般的に植えるということも景観を害するというのも、そういった対応策をしなかった一つの判断ということで、今回の対応をしておりますので、十分、その辺も配慮した上での対応ということで御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保 議員

植栽をされた後、今でも私は安全柵のほうがよかったと考えておりますけれども、今後そのソテツの伐採等を含めて、民泊でも毎回そこに行くわけですから、私は行きます。ですから今後、このソテツの生育状態を行くたびに観察できますので、今後注視をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

2ページ、同じ5条で…。議長、休憩をお願いします。

○ 議長 島袋 義範 君

休憩します。

(休憩時刻11時35分)

再開します。

(再開時刻11時37分)

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

5条のほうで先ほど、内田議員からもありましたが、その中でうたわれているとおり、村民のみずからの努力、努めなければならないという文言もせっかく入っておりますので、ぜひですね。そのこの計画を策定するに当たり、そういった景観等に関しては、村民の理解を十分にとっていただいて、よりいい伊江島の景

観づくりに努めていただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 伊江村景観条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 伊江村景観条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第34号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,360万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,461万3,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細については、事項別明細書をもって各担当課長等から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

それでは事項別明細書をもとに御説明申し上げます。歳入1ページをお開きください。13款2項4目衛生費負担金、1節未熟児養育医療費負担金6万円の増額でございますが、当初予算で未熟児1名分を計上しておりましたが、5月時点で対象未熟児が3名に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。15款1項2目衛生費国庫負担金、2節未熟児養育費医療費負担金42万円の増額でございますが、先ほど説明の未熟児3名増に伴う国庫補助分で2分の1補助でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

歳入3ページをお願いします。15款2項1目民生費国庫補助金、細節1. 障害者総合支援事業費補助金17万2,000円の補正計上につきましては、同事業におけるシステムの改修費にかかる補助金で、4月6日付内示がありましたので、今回の計上であります。補助率は10分の10でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

同じく7目総務費国庫補助金の細節21. 防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業の1,770万円の増額補正につきましては、昨年4月にうるま市で発生しました米軍属による女性暴行殺人事件を受け、内閣府が県内市町村に防犯灯と防犯カメラを設置する緊急整備事業費として計上するものでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

同じく8目商工費国庫補助金922万5,000円の増額補正につきましては、細節1. 離島活性化推進事業の新たな事業実施に伴う増額補正でございます。本補助金は、内閣府の沖縄振興予算におきまして、厳しい自然的、社会的条件に置かれている沖縄の離島市町村の先導的な事業を支援する目的で創設されました補助率80%の事業となっております。今回、伊江島民泊サイト整備事業を申請いたしまして、去る6月2日付で交付決定をいただいたことを受け、補正予算を計上するものでございます。なお、事業の詳細につきましては、歳出におきまして御説明を申し上げたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

歳入4ページをお願いいたします。16款1項2目衛生費県負担金、2節の未熟児養育医療費負担金21万円の増額でございますが、先ほどありました未熟児3名増に伴う県補助分で補助率4分の1でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

歳入5ページでございます。19款2項8目村民レク広場整備基金繰入金120万円の増額でございますが、村民レク広場管理交流棟空調設備改修工事、実施設計委託業務に伴う繰入金の増額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入6ページでございます。20款1項1目繰越金、細節1. 前年度繰越金につきましては、平成28年度予算を締めましたところ1億2,375万2,000円を予算補正し、前年度繰越金として計上する措置でございます。

続きまして7ページです。21款3項6目、2節雑入の111. 北部広域市町村事務組合負担金につきましては、北部広域へ派遣している職員の住宅費を広域が負担する経費として計上するものでございます。

次に歳出の説明に移ります。歳出1ページをお開きください。2款1項1目、一般管理費におきましては、1,982万円の増額補正でございます。13節委託料、細節117. 情報通信サーバ機器保守管理料の30万円の増額につきましては、セキュリティ強靱化の構築内容が多岐にわたったため、保守に対する項目も増加したための増額措置でございます。細節1395. 防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業につきましては、委託料と工事費にそれぞれ計上しており、一般質問でも取り上げられました内閣府の防犯対策として、整備を行うものでございます。委託料は設計と管理費、工事費は防犯灯及び防犯カメラの設置工事費として計上するものでございます。14節使用料及び賃借料、細節7. 住宅賃借料41万5,000円の増額につきましては、北部広域への派遣職員の住宅賃貸料でございます。北部広域とは当初、住宅賃貸料を折半で支払を想定しておりましたが、一旦、村が全額を支払い、のちに広域が負担相当額を村に支払うことになったため、増額となっております。19節負担金補助金及び交付金の細節104. 非常勤職員公務災害補償負担金10万5,000円につきましては、非常勤職員の人数に応じた負担が追加されたことから増額計上するものでございます。4目財産管理費におきま

しては、1億459万円の増額補正でございます。12節役務費、細節101. 総合賠償補償保険料の3万7,000円は、積算数値が国勢調査から住民基本台帳人口への変更による増額補正でございます。25節積立金、細節101. 財政調整基金積立金1億455万3,000円につきましては、本補正予算の収支を相殺した結果、財源調整額として積立金に計上する措置でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

5目企画費でございます。9万9,000円の増額補正につきましては、先ほど可決いただきました景観条例の設定に伴います景観審議会委員の2回分の報酬と、景観アドバイザー報酬及び景観アドバイザーの費用弁償の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和廣 君

7目レク広場関連費120万円の増額でございますが、13節委託料、細節101. 村民レク広場関連費で、管理交流棟空調整備改修工事実施設計委託業務で人件費等の増額による計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里 裕治 君

歳出2ページをお願いします。3款民生費1項1目社会福祉総務費、3節職員手当等29万3,000円の増額補正につきましては、新規採用職員が住居手当の対象となりますので、計上方をお願いします。13節委託料17万3,000円の増額補正につきましては、歳入3ページ、15款で御説明申し上げました障害者総合支援事業に係るシステムの改修委託料の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

6目介護保険費78万円の計上は、1節細節1070. 包括支援事業で6月より保健師を嘱託職員として1名採用しております。その報酬の200万円の計上でございます。7節賃金、細節1070. 包括支援事業の122万円の減額は、1節報酬への組み替えによる減額措置でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強 君

4款1項1目保健衛生総務費、18節備品購入費6万5,000円でございますが、プリンター故障に伴う購入費の計上でございます。3目母子保健事業、20節扶助費、未熟児養育医療費助成金90万円の増額でございますが、歳入にありました未熟児3名増に伴う計上でございます。未熟児は大体、治療期間が2カ月ほど要して、1カ月当たり15万円の治療費がかかっておりますので、その3名分の90万円となっております。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和廣 君

4目環境衛生費161万5,000円の増額でございますが、13節委託料、細節1388. 墓地整備基本計画策定事業150万円の増額をお願いいたします。既存墓地の調査に係る人件費増に伴う計上でございます。23節償還金、

利子及び割引料、細節101. 永代使用料還付金で墓地1基分の返還に伴う返還料11万5,000円の計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出4ページです。6款1項2目農業総務費は375万4,000円の増額補正です。1節報酬の非常勤嘱託員報酬の増額は、土木費で措置されていましたが非常勤嘱託員2名のうち、1名を農林水産の嘱託員として配置替えになったことによる土木総務費からの組み替えでございます。11節需用費の修繕料は、農産物食品加工センターの冷凍庫、漏電修理、事務所室外機の部品取り替え等の修繕費でございます。3目農業振興費は、8節報償費から9節旅費への組み替えでございますが、農業経営基盤強化促進対策事業で実施しています簿記講座の講師謝礼金を報償費で計上しておりましたが、平成29年4月1日施行されました伊江村講師謝礼金等支払基準要綱に準じて、報償費と旅費に組み替え措置による補正でございます。5目畜産業費は246万3,000円の増額補正でございます。11節需用費の各細節は、水利事業所から払い下げてもらいました軽自動車を畜産車として使用することになっておりまして、その燃料費等でございます。12節自動車損害保険料、27節の公課費も、その車両に係る経費でございます。13節委託料の細節103. はセリ市場の機能強化を図るための事業構築を図るための概算設計費、104. 肉用牛調教場、ラウンダーの設置に係る測量設計費でございます。15節工事請負費は、これも牛の調教場、ラウンダーの工事費でございますが、当初でも工事費を組んでおりますが、当初工事費ではラウンダーの機械設備設置、電気工事の費用を予算計上してございましたが、設置する場所として確保した用地が若干傾斜もございまして、その整地工事費が必要となりまして、現当初予算分では先行して、その整地の工事を行っているところでございます。そのため、ラウンダーのそのものの設置工事費に不足が生ずるため、補正増額をお願いいたします。17節公有財産購入費は、これもラウンダーに係るものでございますが、ラウンダー設置に必要な面積分を概算で予算措置しておりましたが、今回用地取得に応じていただきました1筆648平方メートルでございますが、その取得費の不足分を増額しております。6目畜産共進会費の増額は、9月に宮城県で開催される全国和牛能力共進会の視察研修及び代表牛の飼養管理に当たる旅費としての措置でございます。10目堆肥センター運営費は、20万円の増額補正ですが、備品購入費として水分計、温度計、湿度計などの備品購入費でございます。

歳出5ページ、2項林業費、2目林業振興費は139万9,000円の増額補正でございます。1節報酬は、先ほど可決いただきました伊江村ハイビスカス園整備検討委員会設置条例に基づく、整備計画検討委員会委員の報酬でございます。委員としては、ハイビスカス協会委員、海洋博公園の植物管理技術員、村内委員で構成し、2回開催予定でございます。8節報償費は、森林林業普及指導員の報酬でございます。昨年度、シャーギシ苗畑2カ所整備を行い、今年度はこの種苗育成管理をさらに充実させて、良質苗を供給していくため、森林林業普及指導員に週1回ほど、作業内容や作業スケジュールなどの点検指導を受けてもらっているところでございます。その報償費でございます。9節旅費は、ハイビスカス園整備に係る事務調整、事業申請旅費、これは内閣府への申請旅費も含んでおります。さらには先ほどのハイビスカス検討委員会、開催時の委員、これも県外委員も含んでおりまして、その旅費としての計上でございます。12節役務費は、ハイビスカス園、現在のハイビスカス園の駐車場の隣の用地を買収し、駐車場を拡張整備する予定でございます。その用地に係る鑑定業務料、並びに事業認定の手数料等でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで午前の部を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時56分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き提案理由の説明を求めます。7款から、商工費から行きます。

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

歳出6ページをお開きをお願いいたします。7款1項2目商工振興費におきましては1,353万3,000円の増額補正となっております。1節報酬、細節1361. 伊江村平和学習ビデオ作成事業の6万4,000円につきましては、先ほど可決いただきました伊江村平和学習ビデオ作成検討委員会におきまして、識見を有する者など、4名の委員で委員会、4回の開催を想定した報酬の計上となっております。7節賃金、細節1022. 4万7,000円の減額につきましては、伊江島ゆり祭りにおきます駐車場係等の賃金の実績に伴う減額となっております。細節1394. につきましては、関連します委託料のほうで、あわせて御説明を申し上げたいと思います。8節報償費4万4,000円は、伊江島ゆり祭りのイベント音響スタッフの報酬に不足が生じたための増額補正となっております。9節旅費37万円につきましては、来年度のゆり祭りに備えるため、沖永良部テッポウユリの栽培管理の視察を行いたく、予算計上させていただいております。視察人員はユリ栽培の管理委託をしております新緑園職員2名と商工観光課職員2名、計4名で6月に球根収穫及び消毒作業、10月にりん片植えつけ及び管理の計2回の視察を予定しております。いま一度、テッポウユリの栽培管理を学び、次年度以降のゆり祭りに向けたテッポウユリの栽培管理、技術の向上を図るため、予算計上をしておりますので、よろしくをお願いいたします。12節役務費、細節5. 自動車損害保険料の1万8,000円につきましては、昨年度に伊江島観光協会で実証しました「ちゅらまーいHa : mo (ハーモ)」の実証実験で使用しました小型電気自動車を、トヨタ自動車より譲渡をいただくというお話がございまして、公用車として使用したいと考えておりますので、それにかかります自動車自賠責保険料及び任意保険料の計上となっております。また、車両の購入価格につきましては、18節備品購入費、細節3. 機械器具費におきまして61万4,000円のうち、1万3,500円が計上されております。なお今回、商工観光課と公営企業課で1台ずつ購入をする予定となっておりますが、用途としましては、通常業務やイベント時、公営企業課におきましては、水道メーターの検針等で活用してまいりたいと考えております。13節委託料、細節102. 観光地管理委託料の10万円につきましては、ゆり祭りやチューパンジャ祭り等で使用するイベントステージの保管、管理に係る年間委託料を計上させていただいております。関連をいたしまして、18節備品購入費、細節3. 機械器具費におきまして、ステージ購入費60万円をあわせて計上させていただいております。村でステージを購入しまして、パワーテントと同様に商工観光課におきまして、管理をする体制をとることによりまして、従来までのイベントごとに村外業者のリースで借用するよりも、経費を抑えることができますので、補正計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

13節委託料、細節114. 本部港内観光PR映像配信委託料の38万9,000円につきましては、昨年10月より実施しております本部港ターミナル内での観光PR映像配信の業務委託料でございまして、当初予算におきまして計上漏れがございましたので、補正にて計上をよろしくをお願いいたします。細節1394. 伊江島民泊サイト整備事業につきましては、沖縄離島活性化推進事業におきまして、民泊事業者の共同のもと、伊江村民泊サイトの整備を行ってまいります。民泊事業者で島を訪れます年間約5万人の生徒を主な対象としまして、webサイト上で、受け入れ民家の現状や村のイベント、物産のPR、販売とのリンクなど、島の近況報告等を情報を発信し、民泊で訪れた後も伊江島を身近に感じることで、伊江島ファンの醸成を図り、リピーター観光の推進や特産品の認知度向上と販売へとつなげていくことを目的としております。さらに、本村が初めて整備するこの民泊サイトは、教育関係者や旅行会社に対しましても、伊江島民泊の信頼性や安心性を高め、他地域にはない伊江島民泊ブランド力の向上が図れるよう事業を実施してまいります。

戻りまして、7節賃金、細節1394. 伊江島民泊サイト整備事業の94万円につきましては、民泊サイトの運営支援に係る人件費として、商工観光課臨時職員1名の6カ月分の予算計上となっております。14節使用料及び賃借料、細節1022. 伊江島ゆり祭りの24万1,000円につきましては、ゆり祭り時のシャトルバス費用の実績による精算19万1,000円と、沖永良部視察時のレンタカー代5万円の計上となっております。

3目にはにくすに関連費におきましては、51万6,000円の増額補正でございます。14節使用料及び賃借料、細節8. 借上料21万6,000円につきましては、海人食堂のレンタルクーラーの年間リース料の計上となっております。18節備品購入費、細節103. はにくすに関連備品購入費30万円につきましては、はにくすにホールで使用するブルーレイプレイヤーと、民泊や研修等で使用しますワイヤレスアンプを購入させていただきたく補正計上をしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出7ページでございます。8款1項1目土木総務費の336万円の減額でございますが、1節報酬、細節102. 非常勤嘱託員報酬で農林水産課へ1人配置替えに伴う減額計上でございます。3節職員手当等につきましては、人事異動等に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

8款1項2目特別事業対策費150万円の増額補正であります。13節委託料、細節1319. 東江上集落道19号道路整備事業の150万円の増額であります。当初予定していましたが設計延長が60メートルふえました関係で150万円の増額となっております。次に、細節1393. 総合運動公園整備事業の1,500万円の増額であります。今年度発注予定の野球場整備工事の磁気探査業務であります。当初予算では工事費の中で磁気探査業務を計上していましたが、今回工事費より委託料へ組み替えをしました。次に15節工事請負費、細節1393. 総合運動公園整備事業の1,500万円の減額であります。先ほど説明しました委託料への組み替えによる減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

歳出8ページでございます。8款7項1目河川総務費の50万円の増額でございますが、14節使用料及び賃借料、細節1001. 海岸漂着物等回収処理委託事業で、海藻類などの漂着ごみ等の回収、搬出に伴う増額計上をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出は9ページでございます。9款消防費、1項1目非常備消防費の28万9,000円の増額につきましては、救急患者搬送船の搭乗者保険料、前払いをする上で、前年度の実績に合わせた額とすることから、増額をお願いするものでございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出10ページをお願いします。10款1項2目事務局費、8節報償費、細節104. 語学指導助手謝礼金16万円の増額につきましては、ALTが2年目となり、8月から月額がアップとなりますので、8カ月分の差額の計上でございます。

続きまして歳出11ページ、10款2項1目学校管理費、13節委託料、細節214. 西小床洗浄委託料150万円の増額につきましては、西小学校の校舎の床の黒ずみがひどく、子どもたちでの清掃では落ちない状態になっております。今年度、県へき地教育研究大会の会場が本村となっており、10月26日、27日に開催されますので、夏休み期間中に清掃業者を入れ、きれいな校舎で受け入れたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、歳出12ページ、10款5項1目社会教育総務費、3節職員手当、細節14. 児童手当84万円の増額につきましては、人事異動に伴う計上でございます。3目文化財保護費、14節使用料及び賃借料、細節8. 借上料6万円の計上でございますが、現在、野球場東の発掘している遺物の搬送車両として、3カ月間の軽トラのレンタル料を計上してございます。

歳出13ページ、10款6項4目多目的屋内運動場管理費23万4,000円の増額についてでございますが、12節役務費、細節1. 通信運搬費9万円の計上につきましては、インターネット契約による通信料の計上でございます。14節使用料及び賃借料、5万4,000円の増額につきましては、新規AED設置に伴う計上でございます。18節備品購入費9万円の計上につきましては、これまで家庭用の掃除機を使用して掃除をしておりましたが、吸引力がなく人工芝の奥までは掃除ができないことから、業務用の掃除機と延長コード等の備品購入でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀里裕治君

歳出14ページをお願いします。13款3項1目過年度支出金7万円の増額計上につきましては、平成28年度分の保育料の算定システム回収に係る補助金の償還分の計上でございます。

以上で、平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の御説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。13款分担金及び負担金、1ページ。〔「進行」の声あり〕

15款国庫支出金、2ページ、3ページ。〔「進行」の声あり〕

16款県支出金、4ページ。〔「進行」の声あり〕

19款繰入金、5ページ。〔「進行」の声あり〕

20款繰越金、6ページ。〔「進行」の声あり〕

21款諸収入、7ページ。〔「進行」の声あり〕

歳入、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

次に歳出、款ごとに質疑を許します。2款総務費、1ページ。

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

歳出1ページの15節、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業、これは亀里議員が一般質問で取り上げた問題ですが、基地の監視、この予算計上されたのが米軍による女性殺人事件をきっかけにした予算措置ということですが、いま騒音測定はされているんですが、オスプレイ、その他の飛行機の飛行状態がどうなっている

かということは目視、基地周辺住民から連絡があったときにだけ職員が見に行くという状態で、実態が十分把握されていないんです。ですから騒音測定だけではなくて、監視もできる状態にしてほしいという要望がありますが、その基地内の訓練状況を監視できるようなところに設置することはできないか。伺います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

昨日の一般質問でもいろいろと御説明申し上げたわけなんですけど、確かにこの発端といいますか。この事業が出てきた背景には、うるま市で起きました女性の暴行殺人事件というものがございましてけれども、今回のこの防犯カメラの設置につきましては、教育施設、学校の周辺でありますとか、あるいは公園でありますとか、不特定多数の方々、そしてなかなかこう通常、事故とか事件とかを想定、予見できそうな場所に特化して設置することを想定しております。基地そのものを監視するといいますか。そこを映し出すような目的というものは、今のところございませぬし、この補助金が出てきたときに、内閣府のほうからは防犯の中でも、この警察の駐在でありますとか、防犯協会あるいは地域の声を聞くようにということで、その中で出てきた部分を防犯カメラで、防犯カメラを整備していこうということでの事業でございまして、今のところ基地というものは想定はしていません。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

わかりました。もう1点、この防犯カメラで撮影したビデオを一般村民が、あるいは村外の人が見ることが自由に見ることは許されますか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

これを自由に見ることができるということになりますと、この方の映っている方々のプライバシー、あるいは肖像権侵害とか、いろんなものが出てきます。それがあつたために、昨日の一般質問等でも申し上げましたが、条例、あるいは規則、そういったことで情報を集める設置者側の義務、取り決め、規制というものを設けないといけないということになっておりますので、これを一般の方がすぐに見れるとかということはずりありませんし、これを集めた行政側の見る、あるいは管理をする責任者、そういったものも設置していかないといけないのかなと考えておまして、この辺も条例、あるいは規則、例規の中で決めていく必要があるだろうと考えております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。3款民生費、2ページ。〔「進行」の声あり〕

4款衛生費、3ページ。〔「進行」の声あり〕

進行します。6款農林水産業費、4ページから5ページ。

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

歳出4ページの15節の工事請負費ですね。ラウンダーということですが、7月には全共の候補も大体決まるという話も聞いていますが、そのラウンダーの完成がいつになるか。利用がいつからできるかと。そして利用規定はあるのか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

このラウンダーの設置の完成の時期として、今説明の中でもやったんですが、既存の予算で整地、工事を進めておまして、この議会が終わりましたら、その機械設備をすぐに発注して、できるだけ今月中には完成させたいという考えを持っております。もう少し早くやりたいということで進めていたんですが、実質、計画していく中では、いろんな予算がふえていったというか、予算がかさばってすぐにできなかったというところは、反省しておりますが、今月中には何とか運用できるようにしていきたいと考えております。

その規定については、まだそこまでは決めてはおりませんが、できるだけ完成後のうまく運用が図られるように、その辺の規定の整備も進めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

進行します。7款商工費、6ページ。

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

2点ほど、お聞きしたいと思います。13節の委託料、6ページですね。102. 観光地管理委託料を、まず一つなんですけど。それと1394. 伊江島民泊サイト整備事業、この2点をお伺いしたいと思います。

まず102. なんですけれども、観光地のトイレの件なんですけれども、大変管理人が行き届いた清掃で、観光の皆さんから「きれいな」とお褒めの言葉をいただいているんですけれども、女性の観光客から、このショルダーバックとか、財布とか置く、手提げするもの、箱とか、そういう手掛けですか。これが女子トイレにはないもので、ぜひ担当課の皆さん、せっかくのきれいなトイレ等なんですけれども、こういう面が行き届いていないということがあったんですけれども、今それ改善できましたでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

去るゆり祭りの開催の中で、御来場者の方からも、そういった御意見をいただいております。観光地全般にわたって、きめ細かい対応というものが、今現状なされていないということで、把握はしているところでございます。対応したかにつきましては、今現状はまだ対応していない状況であります。また観光シーズン、夏場が来ますので、それぞれの箇所ですね。恐らく、よく見るのは、内側のドアの中にフックとか、そういうハンドバックとかを掛けるようなものが、よくいろいろ観光地とかで見られますので、そういった対応をしていくということを考えておりますので、早急に対応したいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

ぜひですね。シーズンを問わず民泊の方々、また女性、高校生いますので、早目に管理、まずチェックしてもらって、されてなければ早目にやってほしいと思います。

それと1394. 伊江島民泊サイト整備事業は、初めてということであるんですけど、これは民泊ブランドを強化するためということで、これは民泊だけのための事業なのか1点。そしてこれは、初年度だからこれだけ高額で、機械等とか何かが必要なのか。これそして村単費なのか。この2点、3点をお伺いします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

この事業につきましては、先ほども御説明の中で、簡単に触れさせていただきましたが、名称、民泊サイト事業と言いまして、今民泊2つの事業者が民泊をやっておりますが、この伊江島の民泊を特に一度、民泊で伊江村に来られた年間約5万人の修学旅行の児童生徒がいらっしゃいますが、そういった方が伊江島の近況であったり、受け入れ民家の情報であったり、そういったものを2業者のそういう近況データ、情報を一元的に伊江島民泊として両事業者のそういった情報が閲覧できるwebサイト、ホームページのようなものをイメージしていただければよろしいかと思いますが、そういったサイトを構築する事業となっております。これはただ民泊の方が来村した方だけが見るのではなくて、その他一般の方も当然、ごらんいただけるような仕組みになるわけですが、ブランド力向上ということを、先ほど述べさせていただきましたが、伊江島の民泊はただ旅行に来て、「さよなら」ではなくて、その後のアフターフォローも、こういったサイトを開設することによって、また受け入れ民家と、受け入れてもらった生徒がやりとりをすることができる情報をとることができる。またそのサイトを通じて、今「伊江もの本舗」という物販の物産を販売を行っているサイト等もございますので、そういった物産もそういったサイトを通じて、全国に発信をする。要するに伊江島に来た5万人、年間5万人の修学旅行生が伊江島ファンになってもらって、いろんなそこで情報をとってまた、その地域でピーアールしてもらおう。特産品を買ってもらおう。そういったことをこのwebサイト上で展開をしていきたいと。そういった民泊のピーアールの取り組みというのは、伊江村が初めてになりますので、そういった一つの伊江島全体で取り組むというところに目的があるのかということを考えております。こちらにつきましては、内閣府の沖縄離島活性化事業によって行われる事業でございます、補助率は80%になっております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

細節1022. 伊江島ゆり祭りに関して、そして細節の114. 本部港内観光PR映像配信委託料に関して質疑します。細節1022. 伊江島ゆり祭り関連で、ゆり祭り期間中の乗馬体験がありましたが、その状況どうなっていたか。そして説明の中でもありましたが、今回、沖永良部に視察研修に行くということで、2回ほど旅費のほう計上されております。今回、平成29年度のまつりに関して、私たちもちよくちよく祭り会場に行きましたが、多くの村民の方、並びに観光の皆さんから、今回のゆり祭りに関して、多大な意見をいただいております。今まで開催した中で、一番悪いんじゃないかという声も指摘を受けました。そして観光に来られた皆さんからも、次こういう状況だったら、来ても意味がないんじゃないかみたいな話を、お叱りみたいな形で、一回かかったこともあります。

それに向けて平成29年度の球根に関して、沖永良部のほうにも視察行くと思いますが、来年に向けて、どういったふうに振興していくか。球根に関しては、そういった視察研修等もされておりますが、その球根、その場所の土壌に関して、どういった管理を肥培管理をやっていくか。そういったユリ類に関しては、土壌等は十分気をつけないと、また次年度もいい球根を入れても、結局同じような繰り返しになると思いますので、そういった会場のそのユリを植える圃場に関して、どういった管理をやっていく計画があるか。細節1022. に対しては、お伺いします。

それと細節114. の観光PR配信委託料に関して、前回3月でも質疑したと思いますが、その配信しているテレビが休憩所ではなく、外のほうで配信しているということで説明を受けました。しかしながら、やはりそういった配信してテレビのほうが見える状況ではなく、再度本部、こっち本部港に関しては、その施設を管理しているのが本部町ということでお伺いしておりますが、できるだけその配信するテレビ等の位置に関しては検討できないか、お伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

まず1点目のゆり祭りに関連して、乗馬体験の状況についての御質疑でございますが、いま現在資料を持ち合わせておりませんので、また資料を取り寄せて、後ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、ゆり祭りのユリですね、テッポウユリの管理の体制等についての御質疑についてでございますが、議員お説のとおり、今年のゆり祭り、さまざまな理由等がありまして、せっかく来場したのにといいお声であったり、議員のお説のとおり、そういった御意見のほうは多々、担当課のほうにも寄せられており、また反省し、今後につなげる、次年度にしっかりとしたまた管理を行うということで、今回その一つとして、沖永良部への視察というものも、予算計上させている次第でございます。

いま現在、今年度開催した後のいろいろと状況を管理委託をしている業者のほうと、意見交換で、どういふふうに改善していくかという会議を持ちました。その中で、今現状テッポウユリ、ジョージアという品種のテッポウユリなんですけれども、長年の使用によって、球根が退化していったり、病気等により球根の数自体も確保が、現状非常に厳しい状況になっているという状況でございます。それに対して、今後どういふ対策をとっていくかと申し上げますと、球根のりん片や木子といいまして、子どもですね。木子をふやす栽培を何とか確立をしていくということを今後の課題として挙げております。

またそれと公園内の畑づくりですね。土づくりに関しましても、今年で言いますと、昨年ですね。今年はゆり祭りの準備としてやっておりましたが、植え替えした後にソルゴー、緑肥や堆肥等を畑に入れて、土の土壌づくりをやっておりますが、今年の準備で完熟ではなく半熟堆肥を入れたり、そういった部分も病気、バイラスといいますか、病気の蔓延というのも一つの原因というようなことで、課題として挙げておりました。次年度に向けては、そういった半熟堆肥を使用せず、完熟堆肥を使用して、病気の少ない畑ですね。土壌管理を行います。それと土壌分析におきましても、土の入れ替えは必要といふふうには認識しておりますので、分析も入れながら、病気が発生した場所等から、その原因をまず究明して土づくりのほうも努めていきたいと考えております。

今、実際1社、業者のほうにリリーフィールドのゆり球根と施設内の公園の管理をしていただいておりますが、一応この体制につきましては現状のままでしかできない状況になっておりますので、またそういった連携を密にして、施設管理のほうを一緒になって取り組んでいきたいと考えております。それと一番、課題として認識しているのが、このジョージアという品種の球根が今他県、沖永良部もそうなんですが、ほかからの仕入れができない状況になっているのが現状であります。どうしても今の輪数の多いジョージアの品種がリリーフィールド公園、ゆり祭りには適しているということで、何とか村内でジョージアの球根の生産体制をつくっていくということが、当面の課題になっております。こういう体制を整えるべく、まず今委託している業者のほうで球根をふやししながら、生産農家に供給できる体制を2年、3年目安につくりまして、球根もしっかりと数を揃えられるような体制をつくっていくということで、今ゆり祭りを30年、40年と続けられるような長期間のスパンを持って、取り組んでいきたいと考えております。

それと3点目、本部港のピーアール映像の委託、配信委託料につきましてはですけども、さっきにも議員のほうから御質疑をいただいておりますが、場所を設置する段階で、本部港管理事務所、あと北部土木事務所の維持管理班と調整をさせていただいておりますが、今議員お説の椅子のある待合所のほうには、通常のテレビがございます。それよりもフェリー側のほうに、日ごろついていないモニター、テレビがありまして、あれは緊急時にそういった情報が出る災害用のテレビがございまして、それに加えて今回の今つけさせてもらっている場所以外に、中での設置については、いろいろと音のかぶりであったり、そういった条件等

には、許可が得ることができませんでした。今ある場所につきましても、その場所でいいのかどうか。また検討をして、それとちょっと画面もつけてみて、字とかがスーパーで流れますけれども、画面をもっと大きくして、見やすいような対策をとる必要もあるのかということと考えておりますので、そういったところも含めて、また再度調整をしながら、もっと皆さんにいろいろと情報発信をしておりますので、見やすい体制をつくっていきたいと思っています。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

了解しました。その圃場に関しては、今言った病害虫ですか、病気ですね。ウイルス等が発生している状況下もあったということですが、前回中熟堆肥を使われていたんですか。それを完熟にするということもいい対策だと思います。しかしながらやはりユリというのは連作障害、大分出やすい花でもあります。その中で、そういった堆肥の投入もいい対策だと思いますが、そういった菌等をやはり殺菌しないといけませんので、土壌消毒等も考えたほうが一番ベターだと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

それと先ほどあったユリの品種に関してですが、ジョージア種であるという今の答弁でしたが、沖永良部の知名町の3月の定例議会でお一方の議員が町に対して一般質問で、知名町のこういったまちづくりで花卉を生かしたまちづくりに関しての一般質問の中で、知名町もそういったまちづくり、花を利用したまちづくりの観点から、ジョージア種に関して今回から増殖していくという答弁で、町のほうが行っております。今回6月にそういった視察に行く際は、ぜひどういった状況下で増殖しているのかも調査していただいて、多分、即、平成30年度にジョージア種が村内でできる状況下でない場合は、そういった他市町村の力もかりないといけないところもあると思いますので、ぜひどのぐらいの増殖をされているか。そしてもしそのジョージア種が少しでも球根がもらえる場合は、そういったことも考えるべきだと思います。今から、村内でできるという計画とは聞いておりますが、即平成30年度にそれだけの面積分のジョージア種が確保できるかどうか、今のところ計画というか、その辺がまだ未知数なところがあるんでしたら、ぜひその辺も利用、検討していただきたいと思います。

それと本部港に関しては今現在、高い位置ですよ、テレビ。そういったところで、私なんかも1回見たんですが、あれボリュームが小さかったら全然、わかりづらい場所にそのテレビが設置されております。それと民泊の皆さん、このホール内で待機される場合は、本部、私なんかのチケット売り場の近くではなくて、フェリー、内地航路の近くで座られて向こうで待機されているときが多いんですよ。そういった観点もありますので、ぜひそのテレビの配置変換が可能であれば、ぜひその辺もできるだけ目線に合わせた場所にテレビの位置を変更していただいて、せっかくいいピーアールのDVDはできて、それを見ることができないという状況下というのは、せっかくつくったものの価値が劣るということですので、ぜひその辺をテレビの位置に関しては、十分みんなが見やすい位置に変更できるんでしたら、変更をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

私からもお答えをさせていただきます。まずは本部港のこのピーアールビデオですか。については、私も強く感じておまして、この前商工観光課長に「そういう感じでやったほうがいいのではないか」という部分も申し上げております。また担当課においては、やはり通常のマラソンとかゆり祭りとかの、やはり外国人が来たときに、語学のボランティアとかもいますけど、全然間に合わないというような感じで、その辺の部分も字幕として、説明では間に合わないの、そういうテレビの字幕でわかるような部分の場所とかにも

必要ではないかという話もありました。その辺の設置については、事務方のほうでやっておりましたが、幸いに来月の、7月20日に北部土木事務所との、これ初めてであります、意見交換会もそして懇談会を伊江村で、所長ほか伊江島に来て、いろんな立場から行政懇談会をすることになっておりますので、できればそういう小さいのは、そういう中では避けたかったのですが、大きいものは厳しいという状況を聞いていますから、今の場所から移すという部分は、そういう部分もありますから、そのときにでも、こうしっかりと北部土木事務所の中で対応をして、伊江村の観光事業に北部土木事務所としても協力支援をお願いしたいと申し上げていきたいと思っております。そういう中で、いい方向にいけるのではないかと考えております。

ゆり祭りのユリにつきましては、以前から私たち、役場においてはその辺の懸念はずっと考えていて、りん片からの親球にするまでの2年間は、役場がしっかりと育てて、3年目の親球のときに農家が栽培をして、それを村が買い取って、ゆり祭りに使うジョージアの球根を確保していくというような感じでずっときていましたが、そういう中でもやはりほかの作物のその辺の反動的な部分と比較をしたときに、まだまだなのかという部分もありまして、理解をいただきたいのは、通常のゆりの単価といえますか。その辺もありますが、ゆり祭りをしていく中では、やはり伊江村でつくるほかの作物との兼ね合いもありながら、なおかつ若干割高でもその辺を村が購入をして、村内で栽培をしたジョージア種のユリの球根を使って、ゆり祭りを基本的にやっていく。どうしてもないときには、それは一部は、もうほかのところから購入をして、使わざるを得ないと思っております。基本的にはゆり祭りに使っている球根は村内で生産した球根を使って、やっていくというような中では、やはり農家の育成、そしてなおかつその辺に対しての助成、支援というのは、どうしても必要ですので、ある程度の単価で、村が購入するという部分であれば、今の栽培農家よりもほかの切り花の花農家の皆さんの中でも、そういうのをやってみたいというような感じの購入体系を村がつくれるかどうか。それも今後検討しながらやっていきたいと思っております。

なぜかという、私は去年、北海道に行きましたが、網走の近くに「チューリップまつり」をやっているんです。非常に伊江島のゆり祭りよりもずっと大きいところでチューリップまつりをしておりましたが、ただこの使っているチューリップは、地元では生産していなくて、外国から輸入をしてずっとチューリップまつりをやっているということでしたので、昔はチューリップの産地だったらいいんですけども、チューリップよりも今は玉ねぎの生産をやったほうが、非常に収益がいいので、もうチューリップはつくらなくて、みんな玉ねぎをつくって、それでも以前はチューリップの球根を相当販売していましたので、このチューリップまつりというのをやっているんですけども、そういうような感じがありますから、それは時代の流れだと思えますが、伊江村においては、そういうことがないように、しっかりと地元の球根のゆりで、まつりが持てるような体制を今後、頑張っていきたいと思っております。そういうほうに向けての今回のこの予算の計上という部分で、ぜひ御理解をいただきながら、また私たちはそういう技術者の育成、あるいは栽培のその辺の方法をしっかりとやりながら、議会をはじめ多くの村民の皆さんの協力支援もいただきながら、まつりがずっとずっといい方向で、いいまつりになるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

先ほど、島袋 勉議員からの御質問に答弁保留がございましたので、お答えさせていただきたいと思えます。先ほど1点目、ゆり祭りにおける乗馬の状況についての御質疑がございましたが、今年、前年度に比べてまして約100名の利用者がふえました。実績で申し上げますと1,788名の利用者が今回、第22回のゆり祭りで乗馬体験をされたということで御報告いたします。

○ 議長 島袋義範君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉議員

先ほどのゆり祭りと重複する話がありますが、商工振興費の予算に関しては私は異議はありませんが、あるお客様から、毎年ゆり祭りを楽しみに来ているお客様がいて、家族ぐるみで来るお客さんなんですが、本部港に車を止めようとするのだが、駐車場がないと。そして何台もの車が、駐車場が狭い、ないために帰っていったという情報が入っておりまして、これを解消するためにはどうしたほうがいいのかと思っております。幸い土木事務所と村長が懇親会を開くということを知っておりますが、立体駐車場の建設、それを早急に早めて建設をすれば、今の駐車場の問題は解消するのではないかと思います。毎年、伊江島ゆり祭りを楽しみにしてくれる、来てくれるお客様に対して、駐車場が本部に置けない状況が多々あるらしいです。それをぜひ、立体駐車場の建設をお願いをします。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

本部港の立体駐車場の整備の件に関してなんですけれども、これは本部町と伊江村のほうで、かつてから要請してまいりました。その要請のかがありまして今年度、造成の実施設計が発注されております。その後、近々の本体の実施設計のほうも発注されるということを確認しております。それによって、工事をできれば、今年度の夏時点で工事を発注をして平成30年度の完成を見込んでいるということです。台数が約400台の2階建ての3層の規模ということになります。

しかし、ゆり祭りとか、伊江島マラソンの場合は、現在の荷捌き施設も一応は、本部町のほうには開放してもらおうということもお願いはするつもりでありますので、それによってゆり祭り等には十分、対応できると思います。

○ 議長 島袋義範君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉議員

いい話を聞きました。ありがとうございます。ぜひ、伊江島にたくさんのお客様が来てくれるために、この駐車場の建設をぜひよろしく願いいたします。終わります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

6ページのゆり祭りに関連しまして、少しだけ聞かせてください。ゆり祭りでやはりテッポウユリが主人公なんですけど、生みの親である現教育長の世界のユリは今季は例年になくすばらしいできだったと、私は思います。テッポウユリについては、我々素人が見てもいまいちの感がいたします。そこでお伺いしたいんですけど、商工観光課長、6月に入ってから、千人ガマの駐車場に行かれたことはありますか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

まだ行っていないのが現状であります。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

大変、残念です。私が言いたいのは、ゆり祭りが終わって、すべてのテッポウユリ、そしてリリーフィールドである世界のゆりが全部花が落下して、今真っ盛りなんですよ。これをこのシーズンを何とか生かせないかですね。この世界のゆりを。

こうして先般、知念農林水産課長に伺いました。そしたらどうしてか、時期をずらしたからそうなったのかということで、奇跡的なことが起きています。そういうことを大いに活用して、このシーズンオフとかを乗り切ることも、ひとつの案ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成 君

以前担当していたということで、今、千人ガマに植えているのは、去年リリーフィールドで植えた、世界のゆり展で植えた球根です。リリーフィールドに植えないのは、時期が少しずれるものですから、やはり冷蔵されて、ちゃんと計算した日数で植えるためにも毎年、本土の業者のほうから買い取っております。それ以外につきましては、公共地に植えたり、それから老人クラブの皆さんが緑化、花植えを手伝ってくれますので、そのときに各家庭に配布をして、家庭のほうで咲かせてもらうような対策をとっておりますので、最近、各家庭でも少し時期外れのゆりが見えてくると思います。それについては、テッポウユリの血が入っております。そういうことで、スカシユリとか、オリエンタル系ですと、1年、2年で消えていくんですけども、今咲いている花については、多分、島に定着していくものだと思っております。そういうことで今、リリーフィールドから出たものも、有効に活用して、公共の施設にも植えておりますので、非常にこれからもいい取り組みではないかと思っております。

○ 議長 島袋義範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎 議員

ぜひそういう、こういう奇跡的なことも起きているわけです。これを生かさないわけにはないです。シーズンオフに何を植えるか。この世界のユリなら、恐らくゆり祭りで完全に終わった後からでも、きれいな花が咲きますので、ぜひこれに万寿課長、力を入れていただけませんか。

○ 議長 島袋義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久 君

亀里議員の御指導のもと、球根を地域に活用しながら、公共施設、また各団体等、公民館とか、そういったところに広める活動に努めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範 君

休憩します。

(休憩時刻14時29分)

再開します。

(再開時刻14時31分)

進行します。8款土木費、7ページから8ページ。6番 知念一吉議員。

○ 6番 知念一吉 議員

河川総務費、1001. 海岸漂着物回収処理委託事業というのがありますが、これはどこをどういうふうに掃除をしているのかということをお伺いしたいと思います。

そして私のほう、民泊やっております、年2回観光協会も海岸の掃除をしております。4月と9月、観光協会はまた時期をずらしてやっております。毎年の事業、行事ではあるんですが、こういった海岸漂着物

の委託を、どこにどういったふう処理をされているのかということもお伺いしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

河川総務費の細節101. につきましては、議員も御承知かと思いますが、4月の上旬に養殖場の西側、それからナーラ、G I ビーチ等に、藻が襲来いたしまして、それはその時々に合わせて、重機使用料を使って、業者にその回収、搬出を行うということで、予算を計上しているところでございます。4月上旬にも既に予算も執行いたしまして、予算が少なくなっておりますので、今後台風等、時化とか、そういった漂着するごみ等に、そういったものが片付けできるように今回、補正を計上をしているところでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知 念 一 吉 議員

4月の上旬、というのは、伊江島一周マラソンに向けての清掃かと思われませんが、これは海岸のごみなんです。発泡スチロール、ペットボトル、いろんなものが流れてきます。これは大潮が1回来るとすぐまた汚れるんですよ。それを私たちも地道に毎年やっています。そして6月にも大潮のときに来たら、また掃除をしたり、いろんなことをやっております。各団体ですね。民泊の団体は頑張っている次第ではあるんですが、そのごみを出したときに、車の台数が足りません。それで役場から、そういうふうにごみを引き取りに来てほしい。それは建設課に連絡をすれば大丈夫なんじゃないでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城 和 廣 君

今、ボランティア活動で行っている委託、海岸の漂着物につきましては、ボランティアについては、大変感謝をしているところでございまして、今知念議員がおっしゃったこの車の提供、そうした車の手配につきましては、その時々にも前もって連絡していただければ、車両の提供といえますか。手配をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

6番 知念一吉議員。

○ 6番 知 念 一 吉 議員

はい、ありがとうございます。私たちは阿良の浜、養殖場からナーラに向けての海岸、そしてG I ビーチ、そういうふうにも毎年掃除しています。今回G I ビーチが駐車場付近が大分、雑草がのびていまして、大変な苦勞をしている。養殖場に関しましては、掃除はされていまして。阿良の浜も。だからそれを私たちも定期的に回って、子どもたちを連れて、民泊の子どもたちを連れて、1家族、ペットボトル1人1本ずつ掃除をしようじゃないかと環境保護にも努めております。先ほどのゆり祭りに関してもいろんな面で、皆様が民泊に関心を持っていただき、ありがとうございます。私もこれからまた、みんなで海を、砂浜をきれいにする活動を続けたいと思います。どうか、よろしく願いいたします。これで終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島 袋 勉 議員

これに関連するんですが、これどの分野に入るか。ちょっとお伺いします。

漂着物等はごみ等なんです。たまにビーチの掃除等で、方言でいうテントゥル、何か集めますよね。前

は伊江ビーチなんかで、こういった山積みにしてやっていたんですが、あれはどの分野に入ってくるのか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻14時37分)

再開します。

(再開時刻14時38分)

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

ビーチ等でサンゴ礫というか、そういったものがどういう処分というか、対応しているかという御質問かと思いますが、ビーチはけが防止とか、安全を確保する上で堆積をしていたこともございます。そういったものを景観を害する等も考慮しまして、埋設等ですね。ビーチの利用者が安全に過ごせるような形で対応しているというのが現状でございます。

○ 議長 島袋義範君

しばらく休憩します。

(休憩時刻14時41分)

再開します。

(再開時刻14時55分)

8款土木費。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

特別事業対策費総合運動公園事業の工事請負費を委託料に組み替えたという説明でしたが、これは委託料で何をするんですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

先ほど説明したとおり、磁気探査業務の委託であります。

○ 議長 島袋義範君

進行していいですか。9款消防費、9ページ。

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

消防費の関連いたしまして、救急搬送船「みらい」の浮き桟橋ですか。保守点検といたしますか。保守管理はどこがやっているのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

ウップグチのほうにございます救急搬送船「みらい」が停泊しているこの浮き桟橋ですが、基本的には土木事務所、県の管理というふうに認識しております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

その浮き桟橋ですね。近ごろ、すごいさびが目立ちまして、鉄骨の根元あたりですね。これ早目にやらないとまた手遅れになるかというぐらい気になっているんですけども、これは土木事務所あたりだと、村からまた依頼してさせるということですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

管轄は北部土木事務所のほうとなっております、このほうも毎年のヒアリングのときに、要望事項として、四、五年ほど前から、さびが目立つ状態でしたので、そういうふうになんせ予算が厳しいということで、今の状況になっておりますけど、今後先ほど村長がおっしゃったとおり、7月20日の土木事務所との行政懇談会のときにも、強く村のほうから再度、要請したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

ぜひですね。さびて壊れたら、管轄は向こうであっても、利用するのは、こっちがやっているわけですから、ちょっとまた支障を来すと思いますので、早目にまた対応してください。

○ 議長 島袋義範君

進行します。10款教育費、10ページから13ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。13款諸支出金、14ページ。〔「進行」の声あり〕

歳出、一括して質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第34号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成29年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号 平成29年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第35号 平成29年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,249万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,709万5,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

内容につきましては、医療保健課長をもって説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

それでは事項別明細をもとに、御説明申し上げます。

歳入1ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金1,249万5,000円の増額でございますが、平成28年度の歳入、歳出の決算額が確定いたしましたので、1,249万5,000円を増額補正し、前年度繰越金の総額が

4,999万5,000円となりました。

歳出に移ります。次のページをお願いいたします。1款1項1目18節備品購入費、機械器具費77万4,000円でございますが、診療所、待合室にテレビ1台と、待合室用の椅子購入費を計上しております。当初予算で診療所の待合室に椅子を設置しているところですが、診療までの待ち時間をテレビを設置し、受診に訪れた皆さんへのサービスをしていきたいと思っております。また、待合室に設置している椅子がございますが、開設時からのイスで、もう穴が開いている等、かなり古くなっていますので、買い替えをしたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。医療施設管理用として、草刈り機の購入費の計上も入っております。

歳出2ページ、3款1項1目29節予備費1,172万1,000円につきましては、歳入、歳出をそれぞれ相殺した増額補正でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。

休憩します。

(休憩時刻15時02分)

再開します。

(再開時刻15時04分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 平成29年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成29年度伊江村診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 平成29年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第36号 平成29年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,449万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,120万1,000円と定めたいと思っております。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思っております。

詳細については、住民課長から説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

それでは事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。9款1項1目繰越金4,449万2,000円の計上は、

前年度の歳入歳出を相殺し、繰越額が決定しましたので計上してございます。

次に、歳出をお願いいたします。歳出1ページ、9款1項1目基金積立金4,449万2,000円の計上は、歳入で繰り入れました繰越金を保険給付費等に不足が生じた場合に、財源充当したく、積み立てしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 平成29年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成29年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号 平成29年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第37号 平成29年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,904万7,000円と定めたいと思っております。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思っております。

補正内容につきましては、住民課長から説明をさせたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目普通徴収保険料8万8,000円の計上は、2節、細節1滞納繰越分で、2件の未納がございまして計上してございます。

歳入2ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金、140万7,000円の計上は、前年度の歳入歳出を相殺し、繰越額が決定しましたので計上してございます。

続きまして、歳出1ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金8万9,000円の計上は、滞納繰越分の保険料を、19節、細節101. 保険料等負担金へ計上してございます。

歳出2ページ、4款1項1目予備費140万6,000円の計上は、前年度の繰越金を不足に備え、予備費へ充当してございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出、一括して質疑を許します。

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 平成29年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成29年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号 平成29年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第38号 平成29年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。収益的支出21款船舶運航事業費用、既決予定額が6億9,091万1,000円、補正予定額が補正増減なしで計6億9,091万1,000円でございます。営業費用に予備費から充用する補正の内容となっておりますが、詳細については、公営企業課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋 義 範 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

御説明いたします。3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の（支出）でございます。21款1項3目9節の委託料につきましては、今年度の伊江島一周マラソン大会及びゆり祭りに際しまして、本部港及び周辺駐車場での交通誘導警備を、これまでのアルバイトから警備会社へ委託したことにより増額でございます。

当初は、昨年同様、本部町の有志の皆さんへお声掛けをして、駐車場誘導係を担っていただく予定でしたが、多様化するお客さまからの要望に窮することがたびたびあり、そのことで募集したところ、集まらないという事態がございました。急遽ではございますが、専門の警備会社と契約することといたしまして、その財源といたしまして、期間中支払う予定の2目13節保険料10万円と、3目の5節賃金から66万円、そして4項予備費から136万1,000円を流用して、ほか組み替えての補正でございます。事後ではございますが、よろしくをお願いいたします。以上で、船舶運航事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第38号 平成29年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成29年度伊江村船舶運航事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の議員派遣について議題とします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第5回伊江村議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻15時17分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（2番） 島 袋 勉

署名議員（3番） 山 城 善 彦